都城市社会福祉協議会
経営基盤強化計画

～市民の負託にこたえていくための経営指針～

～　社会福祉協議会のシンボルマーク　～

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、
明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

（昭和４７年６月 全国社会福祉協議会 制定）

平成22年 5月

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

原点は継続し、仕組みは改革する

「原点は継続し、仕組みは改革していく…」、地域福祉の推進を目的とする団体として法的に規定されている都城市唯一の社会福祉法人都城市社会福祉協議会に今、まさに求められているキーワードです。

昭和27年に社会福祉法人都城市社会福祉協議会として発足して以来、様々な社会福祉を目的とする事業を展開してきましたが、昨今の社会福祉協議会を取り巻く環境は急激な変化をみせています。少子高齢化の進行、コミュニティの弱体・崩壊、一人暮らし高齢者や老老介護世帯の増加、自殺者、虐待等の新たな社会的課題への対応など、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会が対応すべきことはますます増加してきています。

今の時代だからこそ、都城市社会福祉協議会はその設立目的やこれまでの取り組みを振り返り、将来像を描くことが重要であり、その実現に向けた戦略をたてなければなりません。これまでの地域福祉活動の実践の中で培われた経験を活かして職員の専門性とフットワークで、地域の様々な社会資源を結びつけ、誰もが「安心で安全な生活」ができる地域づくりのために「地域の福祉力」を高めていくことが都城市社会福祉協議会の使命です。そのためには、経営基盤の強化により経営の自律性・効率性を高めつつ、職員のレベルアップを含めたサービスの質の向上を図っていくことが必要不可欠です。

この「経営基盤強化計画」は、都城市社会福祉協議会としての使命をふまえ、地域福祉の推進という目標を達成するために、競争に耐え得る強い組織を作り上げていくための指針となるものであり、都城市社会福祉協議会が主体的に取りまとめたものです。

都城市社会福祉協議会は、これからも地域に軸足をおきながら、地域住民と「汗をかき」、「知恵を絞り」、「共に語り合い」、「共に学び合い」ながら、職員一丸となって地域福祉の推進に取り組んでいきます。

平成22年5月

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

会　長　　佐々木　鴻　昭

目　次

はじめに・・・Ｐ1

Ⅰ　計画策定のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ3

Ⅱ　社会福祉協議会の基本的性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ5

Ⅲ　社会福祉協議会活動の５つの原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ5

Ⅳ　都城市社会福祉協議会の歩みと民間団体としての責任・役割・・・・・・・・・・・・・・Ｐ6

Ⅴ　実現に向けた具体的経営基盤強化項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11

１．組織　～大目標／社会福祉法人としての役割の再認識～

・社会福祉法人としての使命と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11

・経営機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ12

・スリムで効率的な組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ15

・人事労務管理の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ16

２．財政　～大目標／健全財政と効率化～

・財政の効率化・透明化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ18

・財政支出の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ19

・財源の対応策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ20

・自主財源の安定確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ21

・寄付金の健全支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22

・基金等の活用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22

３．事業　～大目標／「必要」と「求め」に応じた欠かせない事業の展開～

・事業内容の精査、評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ23

・事業効果の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ24

・事業実施の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ24

◎参考資料編　・・Ｐ26

目指すは、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり！
そのために計画的・効率的・効果的に社会福祉協議会を経営します。

Ⅰ　計画策定のねらい

1．計画目標

社会福祉法人都城市社会福祉協議会（以下、「都城市社協」）は、公共性・公益性の高い地域福祉を推進する中核的な団体としての経営理念を明確にし、その理念の実現に向けて組織、財政、事業等に関する具体的な取り組みを計画的に遂行するための経営方針を打ち出す必要があります。そこで今回この「社協経営基盤強化計画」を策定し、これを通じて、組織の統制機能等を強化するとともに、事業の見直しや新しい分野の事業展開を図り、その過程のなかで役職員の意識改革をすすめ、都城市社協の存在意義を社会にアピールし、地域住民や自治体等に対し説明責任を果たしていきます。

2．計画期間

平成２２年度から平成２４年度の３ヶ年計画とします。

3．計画の位置づけ

基本にあるのは、合併後、新たに策定された「新・都城市地域福祉計画」と、具体的に地域で活動を実践していくための「１５地区地域福祉活動計画」です。

今回の経営基盤強化計画は、新・地域福祉計画を民間の立場で実践していくための都城市社協「地域福祉活動計画」の経営計画の基本指針として位置づけられます。

都城市社協「地域福祉活動計画」は、１５地区の活動を支援する「地域支援計画」と「市社協経営計画」からなり、合併後の新たな都城市社協の活動計画として平成２３年度に策定予定です。

□経営基盤強化計画位置づけイメージ図

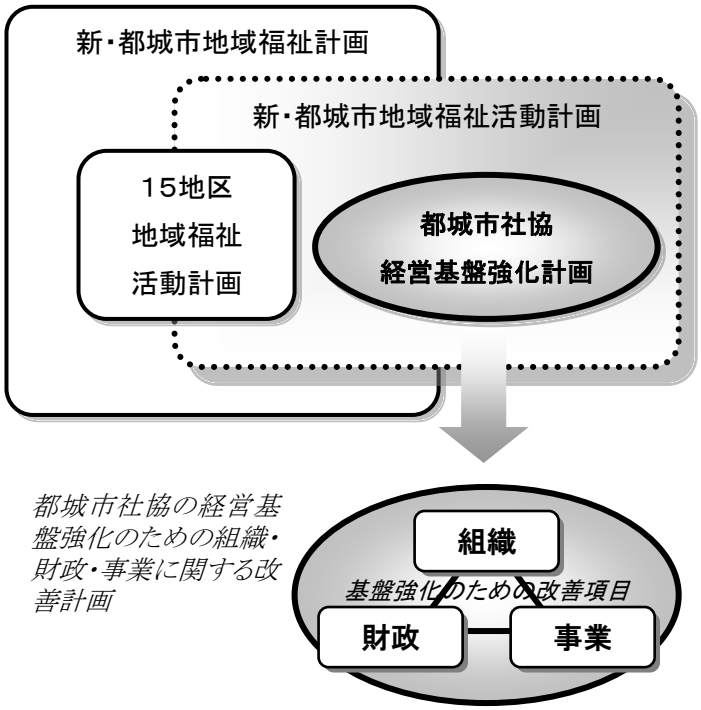

社会福祉法人都城市社会福祉協議会 経営基盤強化計画 骨子

1 組織

大目標／社会福祉法人としての役割の再認識

地域福祉の推進を目的とする団体として法的に規定されている都城市に唯一の社会福祉法人であることを再認識し、経営の原則にしたがって、安定した組織運営を目指します。

≪主な内容≫

・社会福祉法人としての使命と役割
・経営機能の強化
・スリムで効率的な組織体制
・人事労務管理の体制整備

2 財政

大目標／健全財政と効率化

限られた財（人・物・金）を効率的に運用し、事業執行にあたります。また、自主財源の安定確保や寄付金等の有効活用を通じて、各種事業の充実に努めます。

≪主な内容≫

・財政の効率化・透明化
・財政支出の見通し
・財源の対応策
・自主財源の安定確保
・寄付金の健全支出
・基金等の活用計画

3 事業

大目標／「必要」と「求め」に応じた欠かせない事業の展開

これまでの都城市における地域福祉活動を基盤に変革の速い時代環境に応じて、必要とされるニーズをいちはやく把握し、そのニーズに合った柔軟なサービスを提供できるよう努めます。

≪主な内容≫

・事業内容の精査、評価
・事業効果の測定
・事業実施の効率化

地域の住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得て誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざす民間の組織です。

Ⅱ　社会福祉協議会の基本的性格

●構　成

市区町村に設置された社会福祉協議会は、そこで暮らす住民の皆さん、福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関によって構成されています。

●事　業

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を図り、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

●目　的

地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。そしてその活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」をめざしています

●組　織

社会福祉協議会は全国の市区町村、都道府県・指定都市および全国段階に設置され、そのネットワークにより活動をすすめている団体です。また、民間組織として自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体です。

Ⅲ　社会福祉協議会活動の5つの原則

●住民ニーズの原則

調査等により、地域住民の要望、福祉課題等の把握に努め、住民ニーズにもとづく活動を第一にすすめます。

●専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を活かした活動をすすめます。

●住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として活動をすすめます。

●公民協働の原則

福祉、保健・医療、教育、労働等の行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民との協働による活動をすすめます。

●民間性の原則

民間の組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を活かした活動をすすめます。

参考資料:「概説　社会福祉協議会論」
2009.7.15 全国社会福祉協議会　発行

地域福祉の推進が求められている現在、社会福祉協議会がなすべきことは何か？

Ⅳ　都城市社会福祉協議会の歩みと民間団体としての責任・役割

●長年培ってきた福祉活動の歴史

都城市社協が発足したのは、社会福祉事業法が成立した翌年の昭和 27 年（1952 年）です。大王授産施設を運営するとともに、戦死者遺族協助会、旧軍人留守家族連盟会、司法保護会、未亡人白梅会、身体障害者連盟会、一般婦人連絡協議会、青年連絡協議会などと協力して共同募金などの活動を行いました。

昭和 34 年（1959 年）に一旦社会福祉法人は解散となるも共同募金をはじめとするその他の社会福祉事業は継続し、その後も低所得者等への資金貸付事業、心配ごと相談、老人家庭奉仕事業、善意銀行の設立等、現在も都城市社協で実施している事業のなかには昭和 30 年代後半に誕生したものが少なくありません。

また、戦後から昭和 40 年代にかけて、都城市では、傷痍軍人会、未亡人会（都城市母子福祉連絡協議会）、肢体不自由児父母の会、手をつなぐ親の会、老人クラブ、肢体障害者福祉協会、言語障害児育成会、ろうあ者福祉協会、身体障害者（児）福祉団体連絡協議会といった福祉関係団体が多く誕生しています。中立、公正の立場に立つ民間団体である都城市社協は、行政とは違う立場から各種関係団体や事業者と連携・協力し、連絡調整等を図っており、都城市における民間福祉事業者・団体の発展に一定の寄与・貢献をしてきました。

●時代の変化に対応する社会福祉協議会

昭和 40 年代後半に入ると高度経済成長から低経済成長への移行、深刻なスタグフレーション、財政危機など、日本の社会・経済は急激に変化し、地域・自治体における福祉問題が拡大・多様化しました。全国的に生活・福祉に対する要求は高まり、それは住民運動へと発展しましたが、それまでの低所得者対策及び施設等への収容・保護が中心だった社会福祉が新たに地域福祉へとシフトする大きな流れとなります。

都城市社協の活動範囲は地域社会そのものへと広がり、それまで対象としてきた低所得者、身体障害者等のみだけでなく、地域組織活動を強化し、住民の課題に機敏に対応する運動体としての役割が強く求められるようになりました。

都城市社協では、昭和 52 年（1977 年）に市内の篤志家を対象に会費による会員募集を開始し、地域福祉への取り組みに対する地域住民への理解促進、財政基盤の強化策を講じる

と、翌年の昭和 53 年（1978 年）には社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づき、社会福祉法人認可を受けました。

さらに昭和54年（1979年）には、民間社会福祉活動の推進方策についての調査、企画、連絡調整等、地域における実践活動の推進のため福祉活動専門員が設置され、社協組織の整備と事務局体制の充実が進みます。

一方で、住民の社会奉仕に関する意識が高まり、ボランティアの育成や地区組織活動の人材発掘・育成が重要課題となってくると、昭和59年（1984年）には、総合社会福祉センターを落成し、昭和60年（1985年）には社会福祉奉仕活動センター（都城市ボランティアセンターの前身）を開設しました。

都城市社協は、時世の流れのなかで、組織基盤強化を講じ、地域福祉の増進に向けた地道な努力と実践を重ねてきました。

昭和58年（1978年）の社会福祉事業法(現・社会福祉法)の一部改正では、それまで法的根拠のなかった市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」）が法制化されています。この背景には、都城市と同様に全国各地の取り組みがあり、その結果が市町村社協の社会的意義の公認へとつながっています。

●地域福祉計画の策定と地区社会福祉協議会の発足

平成2年（1990年）の福祉六法改正で市町村社会福祉協議会の事業が明確に規定され、平成12年（2000年）に成立した社会福祉法では「地域福祉の推進」の章が設けられ、社会福祉協議会の地域福祉に対する役割が強化されました。

都城市社協では、社会福祉法成立以前から、一人暮らし高齢者等の要援護者への生活支援を住民参加で取り組んでいく「ふれあいのまちづくり事業」、ボランティアセンターの開設、福祉サービス利用支援事業、高齢者等の在宅福祉サービス等、地域福祉の推進という観点から様々な事業を展開しましたが、とくに住民が主体の地域福祉活動には多様なかたちで支援・協働し、力をいれてきました。

平成15年（2003年）に都城市地域福祉計画・各地区地域福祉活動計画を、すべての行政区（当時は11地区）で策定しました。
これは、都城市の地域福祉を総合的に推進するための大きな柱として地域住民と市行政が協働し、つくり上げたものですが、その際、地域住民への支援や行政との連携において都城市社協が果たした役割は特筆すべきものがあります。その後の地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）の組織化をはじめ、今日の都城市における地域福祉活動につながる基盤整備を行ったのです。

都城市社協における地域福祉の推進は、「地域住民が自らの生活を自らの責任で営む」、また「自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方に立った支援を行う」といった今日の社会福祉の原則に共通するものであり、常に住民の意志と主体性の尊重を意識してきた取り組みとなっています。現在、地区によって積極性と成熟度にはやや差がみられるものの、その成果は着実に現れてきています。

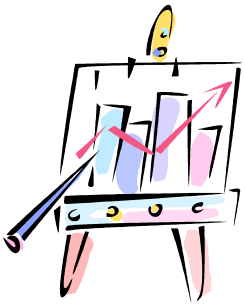

●公益性の高い民間団体としての自覚と実践

市町村社会福祉協議会は、区域内の事業者・ボランティア等の連携・共同を促す目的で設立される公私協働の組織であることから、社会福祉法第 107 条にて「区域内の事業者の過半数参加」を要件としています。つまり、都城市社協は法的に規定される市内で唯一無二の団体として市内の各種事業者間の連絡・調整役を担い、さらには社会福祉活動への住民参加を推進する事業、住民参加による社会福祉を目的とする事業を実施しています。

そして、都城市において経営主体を問わず多様な民間団体が福祉の分野で活動している現在、都城市社協は現行制度で対応しきれない様々な生活課題への対応や市場原理になじまない地区、事業に関してこれまで以上に積極的な介入を行うなど、公共性・公益性の高い民間団体としての特性と使命を再認識し、実践していく必要があります。

また、介護保険制度による小規模・多機能型サービスの推進、障害者福祉サービスにおける新事業体系への移行、さらには子育て支援のための各種サービスの展開は、社会福祉事業に該当しない関連サービスを含め、社会福祉の事業体系が大きく変化し、そのサービス量が拡大していくことを意味しています。こうしたことは、市町村社会福祉協議会がその本来事業として、社会福祉を目的とする事業を直接行うことの必要性を表しています。

都城市社協では、これまでも総合的な相談支援事業や介護分野における在宅サービス、保育所運営といった市民一人ひとりの生活を支える活動を展開しており、今後は他の担い手とは異なる事業・活動の意義や必要性をより明確にし、それを市民に周知していくことが肝要となります。また、組織使命に基づく適正な事業経営の観点からも、継続的な事業内容の見直し、改善を図っていく必要があります。

●社会福祉協議会を取り巻く情勢と経営基盤強化の必要性

昨今、社会福祉協議会を取り巻く環境は、急激な変化をみせています。とくに規制緩和、地方分権改革、三位一体改革、そして政権交代等による経済・社会の急激な変化は、わが国の社会保障、社会福祉のありさまに大きな影響を与えています。都城市社協としては、こうした動きを踏まえ、今後の対応を的確かつ速やかに図っていく必要があります。

この間も、地方分権の進展と市町村合併が都城市社協に与えた影響は大きく、平成 18 年(2006 年)1 月の旧市4町の合併以後、雇用環境の整備等を含め、都城市社協として対応を急がれる課題もいまだ少なくありません。

今日、少子高齢化の進行、コミュニティの弱体・崩壊、一人暮らし高齢者や老老介護世帯の増加、自殺者、虐待等の新たな社会的課題への対応、国、地方財政状況の悪化や離職者等の貧困問題等、社会的に対応しなければならない諸問題は枚挙に暇がなく、地域福祉の推進を目的とする都城市社協が対応すべきことはますます増加しています。都城市社協が、これら新たな時代の課題やニーズに対するだけの組織的な体力が十分に備わっているかについては謙虚かつ詳細に検証する必要があり不足、改善点があれば早急に対応しなければなりません。

福祉サービスの利用が措置制度から契約利用制度へと移行するとともに、多様な供給主体の参入や、収入構造の変化等、都城市社協を取り巻く環境は大きく変化しました。そして、時代は今、極めて高い公共性・公益性を有する社会福祉協議会に監視機能、透明性、コンプライアンスといった経営基盤の強化を求めています。

こうした時代である今だからこそ、都城市社協はその設立目的やこれまでの取り組みを振り返り、将来像を描くことが重要であり、その実現に向けた具体的な戦略を立てなければなりません。

つまり、地域社会や市民の負託にこたえていく都城市社協となるために、経営基盤の強化により経営の自律性・効率性を高めつつ、職員のレベルアップを含めたサービスの質の向上を図っていくことが必要不可欠になります。

この「経営基盤強化計画」は、都城市社協としての使命をふまえ、地域福祉の推進という役割を果たすために、限られた経営資源を効率的に配分しながら、競争に耐え得る強い組織を作り上げていくためのロードマップであり、都城市社協が主体的に取りまとめるものです。

社会福祉協議会における経営改革の必要性

～社会福祉協議会を取り巻く環境の変化～

○目的・役割の法整備	○規制改革	○地方分権の推進	○社会保障改革	○新たな社会的課題の発生
・社会福祉法の成立 ・市町村社協の目的・役割の明確化と期待 ・新たな事業（福祉サービスの利用支援事業等）の誕生	・福祉サービスにおける多種多様な担い手との競合 ・経営の自由度と責任の拡大	・国家予算編成の組替え ・地方自主財源への転換 ・地方財政悪化（委託事業、補助事業の廃止・抑制） ・市町村合併	・「持続可能性」と給付抑制 ・施設中心から在宅福祉へ ・予防施策へのシフト	・制度の狭間にある生活課題の顕在化 ・自殺、ニート等のあらたな社会問題 ・公私協働の新たな支え合い体制の必要性

これからの社会福祉協議会の経営

① 収入構造の変化
- 委託事業、補助事業の減少
- 多様な事業体との競合
- 介護報酬改定の影響
- 自主財源確保のあり方

② サービスの質の向上
- 多様化、複雑化する生活課題への対応
- 専門性の向上
- 個別ケアの重視
- 機能的なネットワークの構築

経営の高度化と経営力向上の必要性

③ 透明性・コンプライアンス
- 法令遵守、内部統制
- （経営者の）説明責任
- 第三者評価
- 情報公開、開示
- 牽制機能強化

④ 特性を活かした新たな支え合い
- 現行制度の狭間の課題対応
- 新たな生活課題の発生
- 公私協働のあり方
- 地域密着の住民の福祉活動を支援

基盤強化計画に基づいた自律経営

経営理念

外部環境分析　*内部環境分析*

経営方針（戦略）

意・識・改・革
※強いモチベーション

組織・人
- ○役職員の資質向上
- ○適正かつ効果的な人事労務管理

財政
- ○将来展望
- ○効率化・透明化
- ○自主財源の安定確保
- ○各種基金等の活用

事業
- ○事業内容の精査、評価（使命事業、組織の持続可能性に配慮する事業）
- ○新たなサービスの開発
- ○特性（開拓性、即応性、柔軟性）に基づいた事業

経営基盤強化
- ○社会福祉法人としての使命
- ○責任体制の確立（理事会・評議委員会の機能強化）

情報等

地域福祉を推進するすることを目的とする社会福祉法人！その使命・役割を再認識します。

Ⅴ　実現に向けた具体的経営基盤強化項目

1 組織

大目標／社会福祉法人としての役割の再認識

社会福祉法人としての役割ならび地域福祉の推進を目的とする団体として法的に規定されている都城市に唯一の法人であることを再認識し、経営の原則にしたがって、安定した組織経営を目指します。

社会福祉法人としての使命と役割

（１）法人の使命

都城市社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

（２）法人の経営理念

都城市社協は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業展開します。

① 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、自治公民館、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現していきます。

② 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備していきます。

④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応を重点として、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆまなく挑戦していきます。

（３）法人の組織経営方針

都城市社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下の組織運営を行います。

① 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
② 事業の展開にあたっては、住民参加を徹底します。
③ 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。
④ 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

経営機能の強化

（１）経営理念及び方針の明確化と全職員への徹底

定款とは別に明文化した経営理念と、それに基づく経営方針の内容と真意について周知徹底を行い、全職員に浸透させます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
経営理念・方針の明確化と全職員への徹底	徹底	徹底	徹底

（２）組織管理（マネジメント）の強化

経営方針や目標・計画の実施状況等の確認・評価を適時的確の行う、法人経営上のリスクを正しく理解し、具体的な対応策を講じるといった組織管理のあり方については事務局長を中心とした組織体制を構築し、その機能を強化します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
組織管理（マネジメント）の強化	強化	強化	強化

（３）内部統制機能の強化

理事会・評議員会の強化や監事の役割の明確化を図り、実質的に機能する法人の組織機能に再編します。具体的には理事・評議員、監事の選出方法を検証し、見直しを図ります。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
内部統制機能の強化	検討・見直し	検討・見直し	実施

（４）理事機能の強化

①理事選出の見直し

近年の社協に求められている様々な社会的責任を果たすためにも、要である理事には、地域福祉や社会福祉に関する専門性とともに、事業運営上の判断、労務、法務、リスクマネジメントなど事業経営上必要な専門性が求められています。

こうしたことから、都城市社協では、「市区町村社協経営指針（※参考資料参照）」に基づき、今後事業経営上必要な専門性を考慮した理事の選出に取り組みます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
理事選出の見直し	見直し検討	見直し検討	実施

②担当理事制の導入

理事会はそれぞれの立場から業務執行に積極的に参画し、地域福祉の推進役として都城市社協の発展に寄与し、その責務を果たすこと（※参考資料参照）が求められます。

今後は、理事がもつ専門知識や選出経緯を踏まえ、経営管理担当理事（仮称）・事業担当理事（仮称）を配置し、一定の事業について代表権を与える担当理事制の導入を検討します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
理事担当制の導入	導入検討	導入検討	実施

（５）法令遵守（コンプライアンス）の徹底

国の通知通達も含めた法令や都城市が定める条例、都城市社協の定款や諸規程を整備し、すべての職員に法令等の遵守を周知徹底します。さらに社会規範やモラルなどに関する倫理規定を定め、遵守できなかった場合の組織内における対応基準を明確にします。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
法令遵守（コンプライアンス）の徹底	徹底	徹底	徹底

（６）個人情報の管理の徹底

介護保険事業や日常生活自立支援事業など、個人の利用者の個人情報を社協として管理する場面が多くなっています。そのため、個人情報に基づく個人情報の取扱を職員一人ひとりに徹底していきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
個人情報の管理の徹底	徹底	徹底	徹底

（７）事務書類等の保管および管理の徹底

業務上作成する起案、伝票、会議資料については、その保管方法や期間についてのルールを設定し、各担当課によりこれまで以上に厳格な保管および管理を行います。また、業者との契約については、本会規定に沿った適正な契約を締結し、契約書原本を契約終了まで確実に保管し、事故のないように努めます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
事務書類等の保管および管理	検討	検討	実施

【参考資料ー市区町村社協の理事構成と責務ー】

市区町村社協の理事構成のイメージ（※は関係通知により必須）

構成員理事　…　社協の構成員団体から適切な人材を選出する。
・住民組織の代表者
※ボランティア活動を行なう代表者（社会福祉に関する活動を行なう者）
・当事者団体の代表者
※社会福祉協施設等の社会福祉事業を経営する団体の役職員
・民生委員・児童委員
・その他社会福祉及び関連分野の代表者　等

経営管理理事　…　原則として社協事業経営に専念する者を選出する
※会長
・常務理事
・〇〇事業担当理事　等

その他　…　市町村行政職員
学識経験者（事業経営や社会福祉の専門家）等

社協理事の責務

1. 事業執行の決定に参画すること
2. 事業執行が法令や定款に適合しているかどうかを判断すること
3. 善管注意義務（善良なる管理者として要求される注意義務）
4. 職務遂行義務（理事に期待されている社協事業の推進や発展の立場からの参画）
5. 競合避止義務（競合する事業を兼務する場合に事前に評議員会や理事会に申し出、了解を求める。また理事として知り得た情報や資源を兼務する事業で活用しない）

（出展）「市区町村社協経営指針」全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会 2003 年

スリムで効率的な組織体制

（１）職員の定数化

①「職員定数適正化計画」の策定着手

今後、ますます求められるのが少ないコストでの効率的な事業推進です。このことを考えながら、社会環境と住民の求め、福祉ニーズに対応できる社協体制を定期的に見直し、今後、「職員定数適正化計画」を策定するものとします。

②行政との協議　－行政とのルール化－

行政においても厳しい行財政運営の環境下、様々な改革が断行される中で、各種補助金や委託金については抑制傾向にあることが明らかです。したがって、行政からの補助金、委託金を扱って事業を展開する団体は、経営努力による効率的な事業推進が必須となります。

しかし、社会・経済の環境が変化している今日、公的な福祉サービスだけでは対応できない諸問題を住民同士の支え合いも含めた公私協働の新たな仕組みを構築することが急務となっており、そのなかには本来行政が担うべき事業を社協が受託して実施しなければならないものや行政が財政的な部分で責任を果たさないと成り立たない事業が存在することも事実です。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
職員の定数化	計画策定準備	策定作業	実施

人事労務管理の体制整備

（１）人事方針に基づく採用計画を策定し、将来を見据えた職員体制の構築

経営方針の具体的な目標に基づいた人事方針を明文化し、10年先まで見据えた職員体制のあり方を踏まえながら、具体的な職員採用計画を構築します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
職員採用計画	検討	策定	実施

（２）人事管理の強化

都城市社協を取り巻く環境の大きな変化の下で、社協経営の効率化を図っていくには職員の能力・実績に基づく人事管理を進めていく必要があります。

今後は、人事管理の方法の一つである「目標管理制度」を継続しながら、職員の職務能力や勤務実績を的確に把握し、人材育成、任用、人事配置、給与などに活用していきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
人事管理の強化	強化	強化	強化

（３）目標管理制度の推進

既に取り入れている「目標管理制度」を通して、職員自らが組織目標を達成するために、各自の業務について具体的な目標を定め、その目標設定や達成について所属上司が面接や業務遂行を通じて組織的に管理し、その結果を評価していきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
目標管理制度	継続	継続	継続

（４）階層別の研修体系の構築と実施

都城市社協職員のキャリアパス※を明確にし、それぞれのスキルレベルに達するために必要となる新人、中堅リーダー、管理職といった研修体系を整備し、具体的な実施に向けて取り組んでいきます。

また、併せて職場研修は、OJT※、OFF-JT※、SDS※を含め、体系的に構築した研修計画に基づいて実施します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
職員研修の充実	強化実施	強化実施	強化実施

【用語説明】

※キャリアパス…仕事の経験を積みながら、次第に能力・地位を高くする順序やそのための一連の職場や職種。

※OJT（オンザジョブトレーニング）…仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる研修

※OFF－JT（オフザジョブトレーニング）…仕事の現場を離れて、業務に必要な教育研修

※SDS（セルフディベロップメントシステム）…自己啓発援助制度。職員の職場内外での自主的な自己啓発活動を認知し、経済的・時間的な援助などを行うもの

（５）地域福祉専門職としての養成

地域福祉の専門職として都城市社協職員にはそれぞれの立場で社協の使命・目的・機能を理解し、それを実現するために必要なプロセスを明らかにし、事業を展開していく必要があります。

都城市社協の全職員が「めざすべき社協職員像の目標」を掲げ、業務遂行にあたります。また専門職として問題解決のために地域（住民）をつなぐことによって、利用者を取り巻く人間関係や地域との交流の回復などの環境の調整を図っていきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
地域福祉専門職としての養成	実施	実施	実施

（６）労務管理の体制整備

配置・異動、教育、人事考課、昇進、退職、賃金や労働時間の管理、メンタルケアなどの労務管理における責任体制を明確にし、セクシャルハラスメント等、必要に応じて担当者による相談窓口設置を検討するなどの対策を講じます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
労務管理に体制整備	検討	検討・実施	継続

【参考資料ー社協職員に求められる基本的・専門的能力ー】

（１）社協職員としての基本的能力の確立

（２）地域での社会資源の拡大や改善、整備、創設などの状況を日常業務を通じてあきらかにし、地域住民の関心を高め、福祉のまちづくりをすすめる専門的能力の確立

（３）住民のあらゆる生活課題を受け止め、問題解決を図る専門的能力

（４）利用者ニーズに即したサービスを展開し、また開発する専門的能力の確立

（５）地域の福祉活動やボランティア活動を広め、支援し、住民の福祉への参加を促進する専門的能力の確立

（６）小地域での福祉活動や地域のあらゆる機関などとの福祉のネットワークを広げ、これらのネットワークによって活動や事業を展開する専門的能力

（出典）「市区町村社協職員の研修体系の確立をめざして」全国社会福祉協議会平成８年作成。

様々な福祉課題解決の機能を持つ社会福祉協議会！だからこそ安定した経営が求められます。

2 財政

大目標／健全財政と効率化

限られた財（人・物・金）を効率的に運用し、事業執行にあたります。また、自主財源の安定確保や寄付金等の有効活用を通じて、各種事業の充実に努めます。

財政の効率化・透明化

（１）コスト縮減とコスト意識の徹底 ―職員の意識改革―

①職員に社協の理念や使命を理解させ、プロフィット※事業とコスト事業の区分を明確にしていきます。

②個々の事業の継続性・発展性に応じ適切な収支目標を設定していきます。
職員が主体的に収支や目標の達成を意識できるよう、できる限り、権限と責任を現場に委譲し、予算作成の時点から担当職員が関わるようにし、納得のいく目標設定をしていきます。

③4半期ごとの予算進捗状況を供覧（共有）し、担当職員の意識の向上に努めます。

④個別事業の効率化について各種工夫を講じます。具体的には、事業ごとに必要に応じて業務効率に配慮した手順書の作成し、外部発注が可能なサービスについては、妥当性を検討し、積極的にアウトソーシング※に努めます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
コスト縮減・コスト意識の徹底	徹底	徹底	徹底

【用語説明】
※プロフィット…利益、利潤
※アウトソーシング…業務を外部に発注すること

（２）会計におけるチェック体制の強化

平成14年8月、厚生労働省において社会福祉法人審査基準等に係る通知の改正が行われ、社会福祉法人について、税理士、公認会計士等の外部監査の活用が望ましい旨の通知が発出されました。さらに、「福祉サービス第三者評価事業」においては、「外部監査が実施されていること」が福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するための評価項目の一つとされています。また、外部監査に取り組んでいる法人は、行政による実地監査が4年に1回に抑えられるなど、その活用がますます推奨されている状況があります。

都城市社協としても専門家による外部監査の実施により会計の透明性を高め、社会的な信頼を確保していくことは重要だと考え、今後必要性を調査研究します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
チェック体制の強化	強化	強化	強化

（３）積極的な情報公開による透明性の確保

法人の業務および財務等に関する情報については、広報やインターネットを活用し、積極的に公表していきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
積極的な情報公開	強化	強化	強化

財政支出の見通し

（１）地域福祉財源の見通し

地域福祉事業の実施にあたっては、現在、補助金等に依存しているのが現状ですが、今後は地域での財源確保につとめ、民間財源として地域福祉を推進するための共同募金の配分金および住民会費の増強、一般寄付の活用や地域のさまざまな資源を活用して目標の実現にむけて取り組みます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
地域福祉財源の見通し	検討・実施	実施	実施

（２）介護保険事業の見通し

都城市社協が介護保険事業を行う意義を明確にし、介護保険事業等の在宅福祉サービスの実施にあたっては、事業としての採算性の確保に努力し、適切な運営に努めます。また、事業収入によって得た収益は、都城市社協が実施する福祉サービス事業の開発に努め、法人運営部門の事業経営の一部を適切に按分して、事業の管理費を負担するなどして公費依存の財源構造を見直していきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
介護保険事業の見通し	見直し検討	実施	実施

（３）人件費の見通し　－「職員定数適正化計画」策定着手－

社会福祉協議会運営の基本をなす職員の人件費は、公的財源に頼らざるを得ない状況であり、総額の7割（平成24年度からは支所も7割）を補助金、残りの3割を自主財源で負担しているが、基金を取り崩しながら対応しているのが実状です。

合併後も、職員の適正配置に努め、給与の見直し、早期退職者の勧告等でかなりの縮減に取り組んできたが、さらに職員定数についての協議を深めます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
人件費の見通し	計画策定準備	策定	実施

財源の対応策

（１）人件費の見直しと定員管理　－「職員定数適正化計画」策定着手－

①職員の適正配置プロジェクトを設置し定数管理に努めます。

②人件費の見直し

22 年度　補助金総額　120,799,283 円（本所 70%　支所 80%）　前年度比▲8%
23 年度　補助金総額　116,347,552 円（本所 70%　支所 75%）　前年度比▲4%
24 年度　補助金総額　111,500,457 円（本所・支所 70%）　前年度比▲4%

計画の内容	22年度	23年度	24年度
定数管理	計画策定準備	策定作業	実施

（２）行政との今後の補助のあり方　－「職員定数適正化計画」策定着手－

公費補助縮減傾向の中で、収益を目的としない団体である法人事務局職員の人件費については補助金に頼っている状況です。地域福祉の専門職集団として活動を展開していくためにも、補助を前提とした中で、**「職員定数適正化計画」**も策定し、行政との今後のあり方について協議をすすめていきます。

その一方で景気動向の不安定な経済状況や社会福祉基礎構造による福祉の考え方の変化も踏まえて公的援助をできるだけ節減することと自主財源の拡大に向けて努めます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
行政との補助のルール化	計画策定準備	策定作業	実施

自主財源の安定確保

（１）社協会員会費の検討による自主財源の安定確保

都城市社協会員会費は、社協活動や事業を財政的に援助するという賛助会員的な性格をもち、会員になることによって地域住民が地域福祉の推進に参加するという意識をもってもらえるように全戸加入を目指します。

また、地域住民の会費は地区社協の財源として活用し、企業や法人、施設等へも社協活動の支援をお願いして自主財源の確保に努めます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
自主財源の安定確保	検討・実施	実施	実施

（２）寄付文化の醸成

公民協働の新たな地域支援システムを構築するうえでは、公的資金が枯渇する状況下、住民同士の支え合いを財政面でも構築していく必要性があります。わが国では寄付に対する評価はまだ低く、寄付した人も目立ちたくないとか、陰徳の美学も強いものがあります。

また寄付金に対する優遇措置が未整備や寄付の実態がよく分かっていない状況もあり、市民にむけた寄付文化の醸成のための啓発活動等を行います。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
寄付文化の醸成	実施	実施	実施

（３）民間助成団体等からの助成金の積極的活用

民間助成団体等の助成案内については、その情報収集のアンテナを張り巡らし、都城市社協の事業計画に合致または相似するものについては、活用に向け積極的に検討します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
助成金の積極的活用	検討・実施	検討・実施	検討・実施

寄付金の健全支出

（１）善意銀行の配分の明確化

一般寄付および忌明寄付金収入に関しては、在宅福祉サービス事業や都城市社協が実施する事業への適正な配分をしていきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
善意銀行の配分明確化	検討・実施	実施	実施

基金等の活用計画

（１）子ども・子育て応援基金の活用

都城市社協の財源の一つに、個人・企業・各種団体から寄せられた寄付金があります。これらの民間財源である寄付を寄付者の意思を活かし民間組織として活気ある地域福祉活動に有効に使っていきます。

「子どものために…」という寄付者の意思を尊重し、子どもを育てることの喜びと夢を持てるように、地域ぐるみで取り組む様々な活動の支援を安定かつ継続的に推進していくために「子ども・子育て応援基金」の設置を行います。適切な事業実施にむけて、安心して子育てができるような福祉コミュニティを形成するために有効活用ができるように努めます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
子ども・子育て応援基金の活用	検討・準備・実施	実施	実施

（２）ボランティア基金の活用

現在、基金の運用にあたっては、安全確実で公正な運用を行い、国債・銀行定期預金での運用を行っています。

ボランティア基金については、地域福祉の向上を目指し、多くの市民が参加できる環境と機会や市民、行政、企業、教育・非営利団体等との協働の場づくりをすすめ、ボランティアと市民活動の発展のための、活動支援など基盤整備に有効活用します。

現在、ボランティアセンターでは、22年度に向けてボランティアセンター機能の見直し等を行なっています。新規に「**ボランティア・福祉共育おうえんセンター**」を設置し、より地域住民に近い形での事業の展開をしていくためにその基金を活用していきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
ボランティア基金の活用	検討・実施	実施	実施

蓄積された機能を発揮して、
地域福祉の実現を目指した事業展開を図ります。

3 事業

大目標／「必要」と「求め」に応じた欠かせない事業の展開

これまでの都城市における地域福祉活動を基盤に変革の速い時代環境に応じて、必要とされるニーズをいちはやく把握し、そのニーズに合った柔軟なサービスを提供できるよう努めます。

事業内容の精査、評価

（１）効果測定の指標づくりー「新・都城市社協地域福祉活動計画」策定着手ー

福祉のまちづくりを展開する協働のしくみの視点を常に持ち、旧都城市地域福祉活動計画の見直し作業を通して、新たな効果測定の指標となる都城市社協の**「新・都城市社協地域福祉活動計画」**策定に着手します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
効果測定の指標	計画策定準備	策定	実施

（２）事業成果の評価ー市社協地域福祉活動計画策定着手ー

前述した都城市社協の**「新・都城市社協地域福祉活動計画」**の策定作業の段階で、事業評価シート(※作成予定)を活用し事業成果を評価していきます。

最終判断は数値のみによる評価ではないことから、事業を推進する住民の取組むプロセスやそのなかで発生する新たな取り組み等に視点を置き、住民の必要と求めに対応し、実効性の高い事業を評価し推進できる環境作りに努めます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
事業成果の評価	策定準備・評価	継続	継続

（３）事業優先度の峻別－市社協地域福祉活動計画策定着手－

同様に都城市社協の**「新・都城市社協地域福祉活動計画」**の策定作業の段階で、事業評価シート(※作成予定)を活用し事業優先度の峻別をしていきます。

地域の実践が進化していく中、専門職が全てを担う事業（活動）でなく、住民の必要と求めに即した実効性の高い、住民でなければできない固有の事業(活動)を優先し進めてまいります。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
事業優先度の峻別	策定準備・作業	実施	実施

事業効果の測定

（１）研究事業の実施

福祉の必要と求めや福祉活動の実態を、当事者や研究者、学生等と共に調査研究し、寄せられた課題等を分析し、民間の組織らしく、柔軟に住民主体で創り上げ取組める地域の実情に応じた福祉活動の開発と、福祉サービスの運営方法を開発するなど課題解決の機能をたかめるための取り組みを推進します。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
研究事業の実施	調査・研究	調査・研究	調査・研究

（２）新規サービスの開拓

新規事業の開発のための調査研究は積極的に取り組んでいきます。

さらに、調査研究の成果は、福祉分野に限らず生活に係る全ての視点で、民間の組織らしい、すき間谷間の支援やその活動の組織化と支援に取組んでまいります。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
新規サービスの開拓	調査・研究	調査・研究	調査・研究

事業実施の効率化

（１）地域福祉事業の指標化－市社協地域福祉活動計画策定着手－

同様に都城市社協の**「新・都城市社協地域福祉活動計画」**の策定作業の段階で、事業評価シート(※作成予定)を活用し事業の指標化も定めていきます。

事業を推進する住民の声（批評、批判など）や多様な成果・効果を客観的評価指標の基本とし、総合的な判断ができるようなわかりやすい指標化に取組みます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
地域福祉事業の指標化	策定準備・作業	実施	実施

（２）コスト意識の徹底

社協事業の基盤となる人件費や、社協の法人運営にかかる経費は、行政からの補助金を中心的な財源にしてきました。しかし、社協の運営や事業の基盤となる経費を、公費に依存していくことは難しくなっています。これらの経費は社協の運営や事業の共通経費として捉える必要があります。

都城市社協のめざすべき方向性をすべての役職員が共通理解し、コスト意識を徹底し、全役職員の意識改革を図っていきます。

計画の内容	22年度	23年度	24年度
コスト意識の徹底	徹底	徹底	徹底

【事務事業評価を取り入れた活動サイクル】

事務事業評価は、各種事業の効果を把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことにより、企画立案や事業の見直しを図り、地域住民にとって満足度の高い福祉活動を推進するために実施するものです。

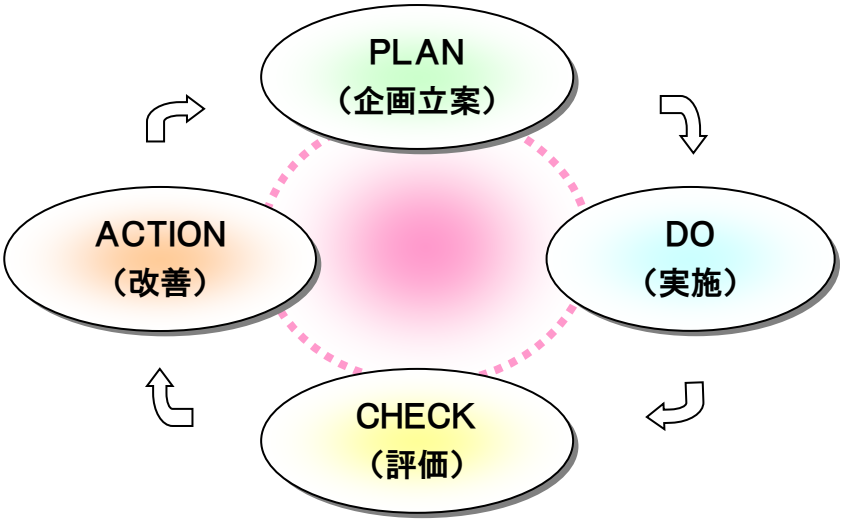

～参考資料編～

■地域福祉専門職の7つの機能

①相談窓口機能

・どんな相談もまずは受ける。断らない。
・制度では対応できないニーズを受ける。
・インフォーマルな支援が求められるニーズ、地域と一緒に取り組んでいかなければならないニーズを受ける。

②ニーズ把握機能

・制度の狭間のニーズ、本人がSOSを発信できないような人の課題をみつける。
・地域の活動からニーズを拾う。（ニーズを持っているのではなく、つかみに行く。）
・地域に出かけていくときに何か潜んでいるニーズはないか目配りする。

③問題解決機能

・相談の内容によって、制度で対応できるものは制度につなぐ。
・地域で支えてもらえる人に出会ってもらう。
・地域の人を交えてケース検討会を開催する。
・個別支援を解決まで持っていく。
・自らも必要があれば支援する。
・ニーズを解決するために、住民活動、専門職の支援をつないだり、協働させる。
・地域で受け止められるレベルか判断して地域につなげる。

④地域住民へのエンパワーメント機能

・地域に個別ニーズを住民に見える形で返していく。
・住民の力をひきだしていく。具体的な提案を行う。

⑤地域組織化機能

・地域が要支援者を排除しないように啓発活動を行う。
・個別の課題を受け止められる地域組織をつくる。

これらの機能を1人で持ち合わせていなくても、チームワークで7つの機能を発揮し、支援する。

⑥ネットワーキング機能

・個別の課題解決のために地域と専門職のネットワークをつくる。
・個別ニーズに対応するために近隣のネットワークをつくる。

⑦地域の支援システム構築機能

・マイノリティの個別課題から地域課題を発見して支援の仕組みをつくる。
・個別課題を地域社会が解決できる仕組みをつくる。住民が課題を感じて動き出す仕組みをつくる。
・個別事例を念頭に置きながら、自分の住んでる地域で起こったことを、地域で共有できる課題に変えていく。

参考資料：「全国社会福祉協議会　地域福祉コーディネーターに関する調査委員会報告書」より

■地域福祉専門職の行う住民と協働する「問題解決のための支援」の機能

住民が把握したニーズが解決に至るまで、様々な場合があります。住民自らが解決する場合、アドバイスのみで解決する場合、住民と協働して解決をはかる場合、そしてワーカー自身が直接、個別支援を担う場合などです。社会福祉協議会ワーカーは、地域住民と協働して問題解決のための支援を行っていきます。

【段階ごとの支援のイメージ図】

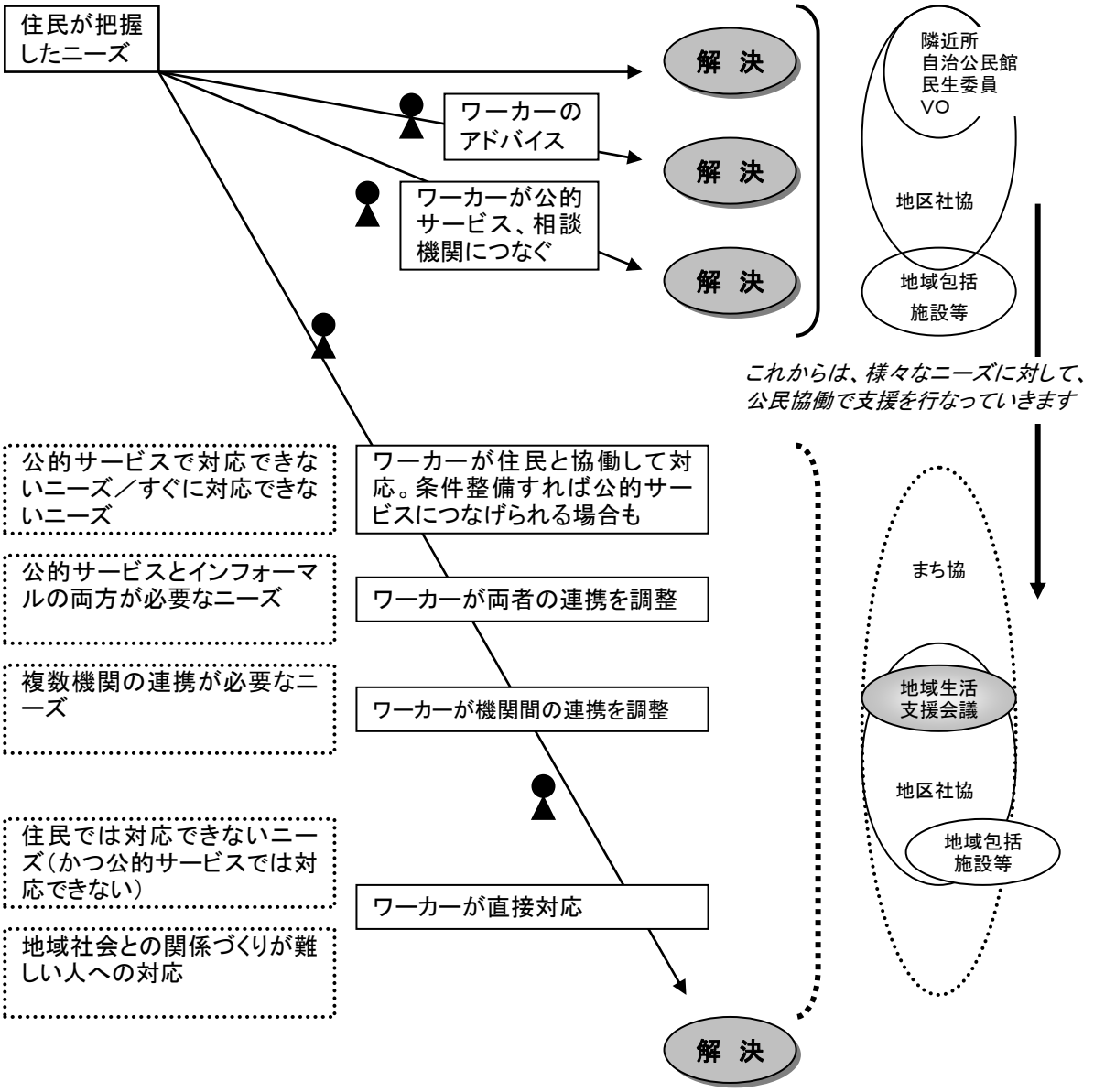

参考資料:「全国社会福祉協議会　地域福祉コーディネーターに関する調査委員会報告書」より

－都城市社会福祉協議会の概要－

名　　称	社会福祉法人都城市社会福祉協議会
設立年月日	平成１８年　１月　５日
法 人 認 可	平成１７年　９月２９日
所　在　地	【主たる事務所】〒885-0077 宮崎県都城市松元町４街区１７号 【従たる事務所】〒889-1802 都城市山之口町花木２６６７番地２ 〒885-1202 都城市高城町穂満坊３０３番地２ 〒889-4601 都城市山田町山田４３１９番地２ 〒889-4505 都城市高崎町大牟田８２１番地３
役　　員	【理　事】定数１７名（うち会長１名、副会長２名、常務理事１名） 【監　事】定数　３名 【評議員】定数３５名
事務局組織	【本所】社会福祉法人都城市社会福祉協議会 ・事務局長　・本所長　・総務課 ・地域福祉課　・在宅福祉課（志和池福祉センター） ・点字図書館　・保育課（保育園／前田、大牟田、縄瀬、笛水、谷頭） 【支所】社会福祉法人都城市社会福祉協議会山之口支所 ・支所長　・地域福祉係　・地域包括支援センター（山之口･高城） 社会福祉法人都城市社会福祉協議会高城支所 ・支所長　・地域福祉係 社会福祉法人都城市社会福祉協議会山田支所 ・支所長　・地域福祉係 社会福祉法人都城市社会福祉協議会高崎支所 ・支所長　・地域福祉係　・地域包括支援センター（山田･高崎）

－「経営基盤強化計画」策定メンバー名簿－

No.	氏　名	所　　属	備考
1	佐々木　鴻　昭	都城市社会福祉協議会会長	
2	折　津　　実	都城市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	
3	大　田　正　和	都城市社会福祉協議会本所長兼総務課長	
4	谷　口　洋　子	都城市社会福祉協議会本所総務課経理担当参事	★
5	西　　いく子	都城市社会福祉協議会本所地域福祉課課長	★
6	平　井　庸　元	都城市社会福祉協議会本所地域福祉専門官（全社協出向職員）	★
7	児　玉　妙　子	都城市社会福祉協議会本所在宅福祉課課長	
8	又　木　勝　人	都城市社会福祉協議会点字図書館館長	
9	中　村　健　児	都城市社会福祉協議会保育課課長	
10	廣　畑　安　久	都城市社会福祉協議会山之口支所長	
11	松　田　俊　夫 江内谷　利　美	都城市社会福祉協議会高城支所長（H22. 3.31 まで） 〃　（H22. 4. 1 より）	
12	児　玉　　誠	都城市社会福祉協議会山田支所長	
13	上　野　　誠	都城市社会福祉協議会高崎支所長	
14	森　山　慎　悟	都城市社会福祉協議会本所地域福祉課相談支援係係長	★
15	櫻　田　賢　治	都城市社会福祉協議会本所総務課法人係係長	★

（★プロジェクトメンバー）

平成22年　5月

作成 ： 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

〒885-0077　都城市松元町4街区17号

TEL 0986-25-2123　　FAX 0986-25-2103

ホームページ　http://www.m-syakyo.or.jp/

Ｅメール ： info@m-syakyo.or.jp